

利用対象者

①～③のすべてに該当するお子さんと保護者

- ①令和2年4月1日現在、3歳児（年少児）～小学校3年生のお子さん
②大阪市内に居住されているお子さんとその保護者
③医療機関で医師から「自閉症スペクトラム障がい・自閉スペクトラム症」「自閉症」「アスペルガー症候群」の診断を受けているお子さん

平成23年4月2日生～平成29年4月1日生
のお子さんが対象です。※令和2年4月1日現在で年少児未満
(平成29年4月2日以降に生まれた方)の
申込受付は、令和2年10月受付開始です。

内 容

①お子さんの療育

(概ね2週間に1回)

●個別の療育

自閉症スペクトラム障がいの特性を踏まえた指導方法
お子さんの身辺自立や集団に適應する力を伸ばすための
個別の療育

●親子通園 (保護者の方の同伴が必要です)

保護者の方が、療育を通してお子さんの特性を理解し、
療育場面で身につけたことを日常生活にいかしてもらうた
めの学びの場です

※なお、療育・研修ともきょうだい児の同伴はできません

②保護者の研修

(概ね月1回)

- 自閉症スペクトラム障がいの特性や対応について学べます

【療育機関】

	利用期間	学齡児の利用 可能機関	機関名	所在地
A	4月～3月	★	児童デイサービスセンターan	淀川区
B			大阪市更生療育センター	平野区
E		★	こども発達支援センターaz	住吉区
C	9月～ 翌年度8月	★	bonキッズ谷町	天王寺区
D		★	bonキッズ北堀江	西区
F			大阪発達総合療育センターあさしお園	港区

※詳しくは、各専門療育機関の案内チラシを
ご覧ください。

【利用期間】 1年間

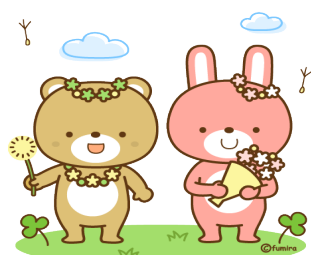
費 用

①お子さんの療育：受給者証の利用

児童福祉法に基づく障がい児通所支援サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）として提供するため、**受給者証を
お持ちでないお子さんは、お住まいの区保健福祉センター福祉業務担当にて「障がい児通所給付」の支給申請を行い、受給
者証の交付を必ず受けてください。申請については、お住まいの区保健福祉センター福祉業務担当にお問い合わせください。**

※一定の負担が必要となりますが、月額負担上限額の設定や軽減措置が設けられています。

②保護者の研修：無料



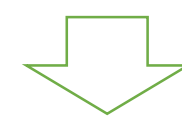
申込方法

①「令和2年度 専門療育機関 利用登録申込書」を
記入する※申込み用紙は大阪市ホームページ
「発達障がいのあるお子さんのための
専門療育機関の利用希望登録に
ついて」よりダウンロードしてください。
(右のQRコードでも検索できます。)②下記の申込先へ郵送または持参で提出
(FAXは不可) ※診断書の添付は不要です。

【申込・問合せ先】

大阪市立心身障がい者リハビリテーション
センター 発達障がい者支援室
〒547-0026 大阪市平野区喜連西6-2-55
電話 (06) 6797-6560

申込から利用開始までの流れ

①療育の利用開始のご案内は、申込順に、利用可能な時期になり
ましたら、発達障がい者支援室より電話等で行います。②利用が決定すれば、療育機関から説明会等の案内があります。
説明会に参加し、事業所と利用契約後に利用開始となります。◆申込受付後の登録期間は概ね2年間とします。その間に利用案
内を行っても 利用されない場合は、一旦登録削除となります。
必要時に再度お申してください。◆小学3年生で申込まれた場合は、待機状況によってはご案内が
できない場合もあります。

【お知らせ】

子どもへの接し方や子育てで悩んでいる発達障がいのあるお子さんの
保護者を対象としたペアレント・トレーニング講座などもご利用ください。
【主催】エルムおおさか(大阪市発達障がい者支援センター) ホームページ